

令和 7 年度
せたがやそだち加工品ビジネスプランコンテスト
募集要領

◎応募期間

令和 7 年 6 月 1 6 日(月)～令和 7 年 8 月 2 9 日(金)【必着】

◎応募資料ダウンロード

下記URLより申請に必要な書類をダウンロードし、記入の上ご応募ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01003/11323.html>

◎応募受付

申請は**窓口・郵送にて**受付いたします。

以下 2 点にご注意下さい。

- ① 封筒に赤字で「**せたがやそだち加工品ビジネスプランコンテスト 応募申請書在中**」と明記してください。
- ② 封筒に**担当者名及び連絡先を明記**してください。

◎提出・お問い合わせ先

〒154－0004 世田谷区太子堂2－16－7 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階

担当部署：世田谷区 経済産業部 都市農業課 農業振興係

TEL：03－3411－6658

FAX：03－3411－6635

目 次

1. 目的	P 3
2. 募集対象	P 3
3. 応募事業者について	P 3
4. 応募方法	P 5
5. 募集期間	P 5
6. スケジュール（予定）	P 5
7. 入賞者特典	P 6
8. 補助金について	P 6
9. 補助対象経費	P 6
10. 補助対象外となる経費	P 7
11. 審査基準	P 8
12. 審査方法	P 8
13. 審査後の流れについて	P 9
14. その他	P 10
15. 書類提出先及びお問い合わせ	P 10

1. 目的

世田谷区は東京 23 区内において練馬区に次ぐ 2 番目の農地面積を保有しており、生産される農産物は野菜や果実、季節の花など多岐にわたっています。世田谷区内の農地で生産された野菜・果実・花などを「せたがやそだち」と呼び、農家の方が運営する個人直売所や JA の共同直売所などで販売を行っています。

せたがやそだち加工品ビジネスプランコンテストを通じて、「せたがやそだち」の魅力を発信するとともに、区内事業者の発展を目指します。

2. 募集対象

「せたがやそだち」を活用した加工品の商品化を目指す新たなビジネスプラン

※「せたがやそだち」とは世田谷区内の農地で生産された農産物を指します。

(使用する農産物の入手先等については世田谷区のホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01003/5056.html>

をご覧ください。か、担当宛お問い合わせください。)

・ 加工品とは製造や加工を施し、品質保存・有効利用・安定供給が可能なものを指します。

(例：野菜・果実加工品、調味料、冷凍食品、保存食品、菓子類、花卉類使用用品等)

・ 最優秀賞・優秀賞受賞者・奨励賞受賞者は令和 8 年 2 月 28 日までに商品化または商品化の見込み(試作品が完成しており、今年度または令和 8 年度中に開始する製造販売計画がある)があることを条件とします。

・ 1 事業者につき、1 プランのみ応募ができます。

対象外のプラン

・ 公序良俗に反するビジネスプラン

3. 応募事業者について

(1) 応募資格者

世田谷区内に事務所又は事業所を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年 7 月法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社若しくは有限会社
- ・ 個人事業主
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 学校法人

- ※ 1 : 「世田谷区内に事務所又は事業所を有する者」とは、法人にあっては「世田谷区内に本店又は支店の登記があること※」を、個人にあっては「世田谷区内に住所又は主たる事業所」を有することをいいます。※学校法人はキャンパス所在地とする。
- ※ 2 : 複数の事業者で連携しても構いません。その場合は連名にて申請してください。ただし、補助金の支払先は代表の会社となりますので、ご注意ください。なお、経費の負担や事業の役割分担等が明確にわかる、実態の伴った連携体である必要があります。
- ※ 3 : 連携体を構成する事業者を委託先等とすることはできません。

(2) 応募要件

次の①から⑧全てに該当していること。

- ① 応募した内容に関して、国・都道府県・市区町村が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けないこと。
- ② 事業税等の滞納がないこと。
- ③ 区との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（それぞれの手続開始の決定を受けている者を除く）ではないこと。
- ⑤ 商品化にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
- ⑥ 大企業者（みなし大企業、大企業に関連するフランチャイズチェーン、ナショナルチェーンを含む）、宗教法人、政治団体、風俗営業飲食業（食事の提供を主目的とするものを除く）、風俗関連業（特殊浴場業等）、賭博及びギャンブル業、法令又は公序良俗に反する者ではないこと。
- ⑦ 自ら又は自らの役員が世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ⑧ 外国人である場合は、次のいずれかの在留資格をもって本邦に在留していること。
 - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表 1 の 2 の表の経営・管理
 - ・ 出入国管理及び難民認定法別表第 2 の全て

4. 応募方法

(1) 応募必要書類

下記の書類をご準備いただき、郵送・持参にて応募してください。

【提出漏れが無いよう、下記に☑をしながら必要書類を確認・揃えてください】

必要書類	発行場所
☐ 令和 7 年度 せたがやそだち加工品ビジネスプランコンテスト 応募申請書	世田谷区役所都市農業課窓口、世田谷区 ホームページ https://www.city.setagaya.lg.jp/01003/11323.html
☐ 応募要件 確認チェックシート	上記に同じ
☐ 事務所または事業所の概要がわかる資料、パンフレット	

【書類に関する注意等】

- ・事務所又は事業所が世田谷区内に存在することが分からない場合は、追加の書類をご提出いただくことがあります。
- ・提出された書類の返却はできませんので、ご了承ください。
- ・提出書類の審査にお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

5. 募集期間

令和7年6月16日（月）から令和7年8月29日（金）まで（必着）

6. スケジュール（予定）

年	令和7年						令和8年				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
スケジュール	応募期間（6/16～8/29）※予定										
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●						
					●				</		

7. 入賞者特典

ご応募いただいたビジネスプランは審査を行い、入賞したプランには次の特典を与えます。

(1) 補助金（事業準備金）

**補助率：10/10、補助上限額：最優秀賞 50万円（1者） 優秀賞（2者以内） 30万円
奨励賞（1者） 10万円**

(2) JA 共同直売所等での販売スペースの案内・紹介

(3) 区の広報紙、SNS 等で商品の広報

8. 補助金について

商品化に係る経費を補助します。（令和8年2月28日までに要した経費）

（補助率：10/10、補助上限額：最優秀賞 50万円・優秀賞30万円 奨励賞10万円）

補助金は対象経費の全額支払い後、実績報告書や補助金交付請求書が提出されたことを確認したのちに交付します（精算払い）。事前の概算払いはできませんので、ご注意ください。

9. 補助対象経費

令和8年2月28日までに要した以下の経費のうち、商品化するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。 また、証憑書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

経費区分	説明	補助対象「外」となる例
開発費	製品・商品の試作品の作成に伴う原材料費 設計・デザイン・製造・改良・加工費 梱包・包装資材・器具等の購入費 など ※原材料費等については管理表（任意様式）を備えた在庫状況を明確にしておくこと。	・使い切らなかつた原材料、梱包・包装資材の経費 ・販売を目的とした製品、商品等の生産や調達にかかる経費
機器・備品購入費	商品化に必要な機械・装置・什器・備品等の購入経費など ※購入した機器・備品については管理台帳（任意様式）を設け、管理状況を明確にしておくこと。	・ 単価30万円（税込）以上の機器・備品購入費 ・単なる取替え更新であって商品化につながらない機械設置費等の購入費用 ・適正な取得価格の判別が困難なもの ・使用頻度によって、貸借（リース・レンタル）するものが望ましいもの
リース・レンタル費	商品化に伴い必要な機械・装置・什器・備品等のリース料やレンタル代 など	・リース、レンタル契約に基づいて支払う経費のうち、補助対象期間外の期間に係る経費 ・当該事業を計画する以前から、既存事業等でレンタル・リースしていたもの

広報費	Webサイト・PR動画制作費（ドメイン取得など関連費を含む）、チラシ等印刷物の制作費、看板・POP・のぼり等の制作費、PRするための広告掲載費など	・製作物に申請者以外の事業者名やブランド名が記載されている場合 ・商品化に関係のない広報物
臨時人件費	商品化に取り組むために必要な人件費、専門的知識・技術等を有する外部専門家（コンサルタント等）への報酬 （当該経費区分に係る補助金の上限額は15万円です。） ※金額が社会通念上妥当であり、また、指導助言を受ける専門家のプロフィール及び指導・助言内容が明確であることが必要です。（金額については区が承認した範囲内とする） ※雇用契約書や出勤簿、業務日報等の提出が必要です。	・既存事業の人件費 ・出勤簿等により、既存事業と新規事業の勤務時間を明確に分けられていることの判断が難しい場合の人件費 ・申請者の三親等以内の親族に対する報酬 ・就業規則や労働契約に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働 ・茶菓子、飲食、娯楽、接待等の費用
委託費・外注費	事業遂行に必要な業務の一部を委託・外注する際に支払われる経費	・商品化に関係のない経費 ・委託、外注先の資産となるもの ・申請者から受託した者が、受託業務のすべてを第三者に再委託した場合

なお、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります。

※申請書類に記載いただいた経費であっても、補助対象経費に該当しないことがありますので、経費が確定した段階で、必ず事前にご相談ください。

10. 補助対象外となる経費

下記に該当する経費は支援対象外とします。

- ・区の事業承認及び補助金交付決定前に、発注・購入・契約など実施したもの及び補助対象期間中（令和8年2月28日まで）に支払いが完了しないもの
- ・見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書、写真等の証憑書類が不備の場合
- ・他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- ・写真等で、資材・販促物の使用が確認できない場合や、明細書と写真が一致しない場合
- ・申請者及び申請者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に要する経費
※「会社」には個人事業者、法人及び団体等を含む。
- ・10万円を超える現金での支払い ※10万円を超える場合は口座振込払いをしてください。
- ・間接経費（消費税及び地方消費税、各種行政手数料、交通費、光熱水費、収入印紙代等）
- ・製品開発に直接関わりがない支出（飲食、娯楽、接待の費用、事務用品費等）
- ・一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合または適正な価格の判断がつかない場合
- ・建物及び土地購入費並びに負担金
- ・商品化にかかる事業以外の事業と混同して支払いが行われており、補助対象経費が区分できない場合
- ・委託、外注等により製作されたもので、申請者の資産とならないもの
- ・法人の場合で、個人名義または個人口座から振込を行った場合

- ・世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者が属する団体への支出
- ・その他、区が適さないと判断する経費

1 1. 審査基準

- （1）「せたがやそだち」のブランドイメージ向上、エシカル消費の観点
- （2）新規性・創造性
- （3）市場性・収益性・持続性
- （4）事業の実現性（製造計画・販路の確保）

1 2. 審査方法

- （1）一次審査（9月上旬）

書類審査

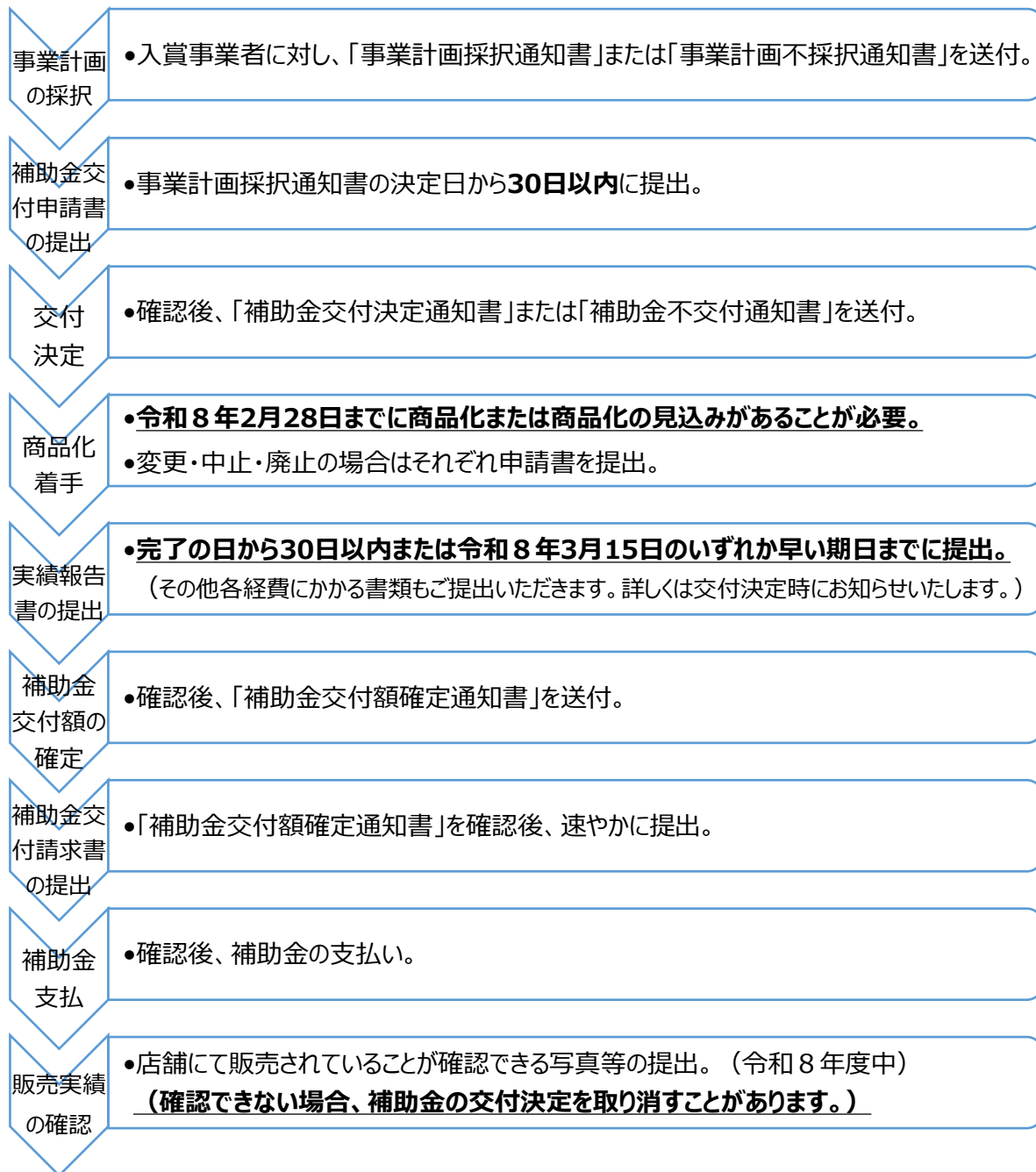
- （2）二次審査（9月下旬～10月上旬）

審査会場にて約 5 分間のプレゼンテーション及び約 10 分間の質疑応答（予定）を行い、世田谷区が選任する部外有識者を含む審査員が審査を行います。

※審査結果につきましては、個別に連絡（郵送、若しくはメール）させていただきます。

※審査経過等に関する問い合わせには一切応じられません。

1 3. 審査後の流れについて



1 4. その他

- (1) 事業者は区の求めがあった場合には、商品化の遂行状況について報告しなければなりません。
- (2) 事業者は補助金交付要綱に基づき、交付年度終了後 5 年間、商品化にかかる全ての書類を保存する義務があります。
- (3) 下記に該当した場合、補助金の交付を取り消すことがございます。また、これにより交付決定を取り消した際、すでに交付された補助金がある場合は、区へ返還していただきます。
 - ①偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - ②補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
 - ③前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。
 - ④故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
 - ⑤補助事業に関し、他の助成金等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
 - ⑥変更申請書による変更後の補助事業の内容が、適当でないと区長が認めるとき。
 - ⑦交付決定の次年度末までに製造・販売の実績が確認できないとき。
 - ⑧反社会的勢力との関係が判明したとき。
- (4) 本事業の実施により、直接・間接に関わらず生じた結果について、その責任は全て事業者に帰属し、区は一切責任を負いません。

1 5. 書類提出先及びお問い合わせ

世田谷区経済産業部都市農業課 農業振興係

担当：大場、吉岡

〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎 4 階

T E L : 0 3 - 3 4 1 1 - 6 6 5 8 F A X : 0 3 - 3 4 1 1 - 6 6 3 5